

新城・吉川野営場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月21日
一般財団法人ボーイスカウト愛知県連盟維持財団

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、専門家会議新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡、愛知県の新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置及び公益財団法人ボーイスカウト日本連盟新型コロナウイルス感染への対応について(第9報)並びに当地域の感染状況等を踏まえ、新城・吉川野営場について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策を講じたうえで、開場する。

- ・本ガイドラインは、当面の間運用することとし、国、県及び新城市等の動向を踏まえ更新等を行う。また、運用終了時期は県内の感染状況を踏まえ、総合的に判断する。
- ・本ガイドラインを順守しない使用者に対しては、使用を許可しない、または使用の許可を取り消すことができるものとする。

1. 使用者に依頼する事項

- ア.感染者が出たときの追跡調査のため、来場者(研修等参加者・研修スタッフ等含む)など施設に入る人の連絡先を把握する。
- イ.来場者の検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合は入場しないように要請する。
- ウ.以下に該当する研修スタッフ等は従事させない。
 - A)37.5℃以上の発熱がある人
 - B)咳・咽頭痛等の症状が認められる人
 - C)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
 - D)過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人および過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
 - E)その他、感染の疑いの不安のある人
- エ.研修スタッフの手洗い・消毒、マスク等による咳エチケット・手袋などの着用等を徹底するとともに休憩や食事の分散を図る。
- オ.厚生労働省の示す方法に従い、定期的に窓の開放による換気を行う。

カ.以下の事項に取り組み、密集の発生が想定されないようにする。

- A)参加人数は国が示す「催物開催に係る段階的緩和」に従う。
- B)出入り口で人数をカウントする。座席指定制とする等参加人数の管理を行う。

キ.以下の具体的な事項に取り組み、密接の発生が想定されないようにする。

- A)大声での発生、歌唱、声援など感染リスクの高い行為が伴う活動を行わない。
- B)携帯用拡声器を活用し、大声での研修、アナウンスを行わない。
- C)グループワーク等の対面会話が行われる箇所は 2m 以上距離をとるか、アクリルボードの設置等の飛沫感染防止措置を行う。
- D)食事などの生活エリアでは、座席の間隔を空け(1m、できれば 2m)、真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。
- E)管理棟での宿泊は禁止とする。

ク.会場出入口および施設内に消毒設備を設置する。

ケ.会場内で人の触れる個所を定期的かつ終了後に消毒する。

コ.感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センター、施設管理者に連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力する。

サ.当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00028.html)を踏まえ、感染拡大防止のための取組みを適切に行う。

シ.«2. 来場者に依頼する事項»について来場者に周知する。

2. 来場者に依頼する事項

ア.使用者からの連絡先の聞き取りに協力する。

イ.以下に該当する場合は来場しない。

- A)37.5℃以上の発熱がある人
- B)咳・咽頭痛等の症状が認められる人
- C)過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
- D)過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人および過去 2 週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
- E)その他、感染の疑いの不安のある人

ウ.手洗い・消毒、マスク等による咳エチケットを徹底する。

エ.大声での会話等、感染リスクの高い行為を行わない。

オ.研修等前後や休憩時間での交流等を控える。

カ.感染が明らかになった場合は、保健センター等の感染追跡調査等の実施に協力する。また、濃厚接触となった場合も同様とする。

3. 施設管理者の行う事項

- ア.管理スタッフの体調管理・手洗い・消毒、マスク等による咳エチケットを徹底する。
- イ.施設内の換気を徹底する。
- ウ.休憩所のベンチ等は、2m以上の距離をとるように配置する。
- エ.受付カウンターなど人と人が対面する場所は、2m以上の距離をとるか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどでの飛沫感染防止措置を行う。
- オ.施設内の食堂等は、座席の間隔を空け(1m、できれば2m)真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。
- カ.当財団が準備した非接触型体温計などを使用者に無償貸与(測定は使用者の責任にて行う)する。
- キ.アルコール消毒液等を施設入口やトイレなどの共有部に設置する。
- ク.トイレ、ロビーなどの共有部を定期的に消毒する。
- ケ.トイレで入口前にパーテーションを設置し出入口扉を常時開放するなど人が手に触れる個所を減らす工夫をする。
- コ.トイレについては感染リスクが比較的高いと考えられるため、蓋を占めて汚物を流すよう表示する。
- サ.感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センターに連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力するとともに各施設内の消毒作業に必要な措置について助言を受けるものとする。
- シ.«1. 使用者に依頼する事項»について使用者に徹底する。
- ス.«2. 来場者に依頼する事項»を施設入口など共用部に掲示し、来場者に周知徹底する。